

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【公表番号】特表2005-537765(P2005-537765A)

【公表日】平成17年12月8日(2005.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2005-048

【出願番号】特願2004-534460(P2004-534460)

【国際特許分類】

H 04 Q 7/22 (2006.01)

H 04 L 12/56 (2006.01)

H 04 Q 7/38 (2006.01)

【F I】

H 04 B 7/26 107

H 04 L 12/56 100D

H 04 B 7/26 109G

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月1日(2006.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のシステムおよび第2のシステムと通信するようにそれぞれ構成された第1の無線端末および第2の無線端末の間にハンドオフ(HO)を提供する方法であって、前記第1の端末は前記第2の端末と異なっており、前記第1のシステムは前記第2のシステムと異なる技術標準を採用し、それぞれ異なるIPアドレスで識別されており、

a) 前記第1の端末が前記第1のシステムとの現在のセッションの中に、前記第2の端末へのハンドオフ要求を開始するステップと、

b) 前記第1の端末に対して、前記第2の端末が稼働中であり前記第2のシステムに接続されていることを確認するように警告するステップと、

c) 前記第1のシステムは接続情報を有しているかどうかを問い合わせるステップと、

d) 前記接続情報から前記第2の端末のIPアドレスを取得するステップと、

e) 前記第2の端末のIPアドレスの確認を受信したことに応答して、前記現在のセッションの前記第1の端末から前記第2の端末へのリルーティングを開始するステップと、

を備えることを特徴とする方法。

【請求項2】

第2の端末の前記IPアドレスを取得する前記ステップは、前記IPアドレスが存在するかどうかを確認するステップをさらに備えることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記接続情報を取得するステップは、前記第1のシステムが前記接続情報を有していない場合に、前記接続情報を加入者から取得するステップをさらに備えることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記接続情報を要求するステップは、前記第2のシステムにおいて使用するシステムI

D、端末ID、およびIPアドレスを取得するステップを備えることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記第1の端末と前記第2の端末は、個別の独立したエンティティであることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記第1の端末と前記第2の端末は、共通の筐体に収納された論理エンティティであることを特徴とする請求項5に記載の方法。

【請求項7】

第1のシステムおよび第2のシステムと通信するようにそれぞれ構成された第1の無線端末および第2の無線端末の間にハンドオフ(HO)を提供する方法であって、前記第1の端末は前記第2の端末と異なっており、前記第1のシステムは前記第2のシステムと異なる技術標準を採用し、それぞれ異なるIPアドレスによって識別されており、

a) 前記第1の端末が前記第1のシステムとの現在のセッションの間に前記第2の端末へのHO要求を開始するステップと、

b) 前記第1の端末に対して、前記第2の端末が稼働中であり前記第2のシステムに接続されていることを確認するように警告するステップと、

c) 前記第1のシステムに接続情報が存在するかどうかを問い合わせるステップと、

d) 前記接続情報から前記第2の端末のIPアドレス取得するステップと、

e) 前記第2の端末の前記IPアドレスの受信を確認するステップと、

f) 前記ステップ(e)の前記確認が受信されない場合に、前記第2の端末を起動して確認するように指示するステップと、

g) 前記ステップ(f)で要求した前記確認を受信したことに応答して、ステップ(a)から(e)を繰り返すステップと、

h) 前記第2の端末のIPアドレスの確認を受信したことに応答して、前記第1の端末から前記第2の端末へ切り替えるステップと、

を備えることを特徴とする方法。

【請求項8】

前記ステップ(f)で要求した前記確認が受信されない場合に、前記ハンドオフ手順を中止するステップをさらに備えることを特徴とする請求項7に記載の方法。

【請求項9】

前記ステップ(e)の繰り返し実行中に確認が受信されない場合に、前記ハンドオフ手順を中止するステップをさらに備えることを特徴とする請求項8に記載の方法。

【請求項10】

第1のシステムおよび第2のシステムと通信するようにそれぞれ構成された第1の無線端末および第2の無線端末の間にハンドオフ(HO)を提供する方法であって、前記第1の端末は前記第2の端末と異なり、前記第1のシステムは前記第2のシステムと異なる技術標準を採用し、それぞれ異なるIPアドレスによって識別されており、

a) 前記第1の端末が前記第1のシステムとの現在のセッションの間に前記第2の端末へのハンドオフ要求を開始するステップと、

b) 前記第1の端末に対して、前記第2の端末が稼働中であり前記第2のシステムに接続されていることを確認するように警告するステップと、

c) 前記第1のシステムに接続情報が存在するかどうかを問い合わせるステップと、

d) 前記第1のシステムのHSS(home subscriber server)に接続するステップと、

e) 前記第2の端末が稼働中であることが確認されたことに応答して、前記第2の端末のIPアドレスを取得するステップと、

f) リルーティングプロセスを実行するステップと、
を備えることを特徴とする方法。

【請求項11】

前記接続情報を取得するステップは、前記第1のシステムは前記接続情報を有しない場合に、前記接続情報を加入者から取得するステップをさらに備えることを特徴とする請求項10に記載の方法。

【請求項12】

前記接続情報を要求するステップは、前記第2のシステムで使用するシステムID、端末ID、およびIPアドレスを取得するステップを備えることを特徴とする請求項10に記載の方法。

【請求項13】

前記第1の端末と前記第2の端末は個別の独立したエンティティであることを特徴とする請求項11に記載の方法。

【請求項14】

前記第1の端末と前記第2の端末は、共通の筐体に収納された論理エンティティであることを特徴とする請求項12に記載の方法。

【請求項15】

第1のシステムおよび第2のシステムと通信するようにそれぞれ構成された第1の無線端末および第2の無線端末の間にハンドオフ(HO)を提供する方法であって、前記第1の端末は前記第2の端末と異なり、前記第1のシステムは前記第2のシステムと異なる技術標準を採用しており、それぞれ異なるIPアドレスによって識別されており、

a) 前記第1の端末が前記第1のシステムとの現在のセッションの間に前記第2の端末へのハンドオフ要求を開始するステップと

b) 前記第1の端末に対して、前記第2の端末が稼働中であり前記第2のシステムに接続されていることを確認するように警告するステップと、

c) 前記第1のシステムは接続情報を有するかどうかを問い合わせるステップと、

d) 前記第1のシステムのhome subscriber server(HSS)に接続するステップと、

e) 前記第2の端末が稼働中であることが確認されたことに応答して、第2の端末のIPアドレスを取得するステップと、

f) 前記ステップ(e)の確認が受信されない場合に、前記第2の端末を起動して確認するように指示するステップと、

g) 前記ステップ(f)で要求した前記確認を受信したことに応答して、ステップ(a)から(e)を繰り返すステップと、

h) 前記第2の端末のIPアドレスの確認を受信したことに応答して、前記第1の端末から前記第2の端末へ切り替えるステップと、

を備えることを特徴とする方法。

【請求項16】

前記ステップ(f)で要求した前記確認が受信されない場合に、前記ハンドオフ手順を中止するステップをさらに備えることを特徴とする請求項15に記載の方法。

【請求項17】

前記ステップ(e)の繰り返し実行中に確認が受信されない場合に、前記ハンドオフ手順を中止するステップをさらに備えることを特徴とする請求項15に記載の方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図9】

